

「自殺対策強化月間」における啓発事業を行います

自殺対策基本法第7条第2項により、3月は自殺対策強化月間と定められています。
上田保健福祉事務所においても、自殺についての正しい知識の普及啓発とともに、相談窓口等の周知及び自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めることを目的に次の取り組みを実施します。

- 1 普及啓発コーナー
上田合同庁舎 1階ロビーに設置します。
- 2 各種相談事業（費用は無料、事前の申込みが必要です）
 - (1) 暮らしと健康の相談会
 - ①日時 令和3年3月5・12・19・26日（金） 9：30～15：30まで（予約制）
 - ②場所 上田合同庁舎 上田保健福祉事務所2階相談室
 - ③内容 失業・倒産・多重債務・家庭問題等について弁護士による相談及び保健師等による健康相談、職業相談、福祉相談。
 - (2) 精神保健福祉相談
 - ①日時 令和3年3月4日（木） 14：30～17：00まで（予約制）
令和3年3月16日（火） 10：00～12：00まで（予約制）
 - ②場所 上田合同庁舎 上田保健福祉事務所2階相談室
 - ③内容 心の悩み等について精神科医師が相談に応じます。

この取り組みは、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）の政策推進の基本方針「2『豊かさが実感できる暮らしの実現』」に基づくものです。

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！

上田保健福祉事務所（上田保健所）

健康づくり支援課 保健衛生係

（課長）松本 清美 （担当）中澤 嘉代

電話：0268-25-7149（直通）

0268-23-1260（代表）内線 2013

FAX：0268-23-1973

E-mail：uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp

(参照) 県及び国の自殺対策ホームページ

○ 県自殺対策推進センター

<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/heisetsu/jisatsuyobo/index.html>

(県及び市町村の取組並びに各種相談窓口の連絡先はこちらからご確認いただけます。)

○ 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

※ 報道関係者様へのお願い

自殺関連の報道にあたっては、「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」を御参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html

(厚生労働省ホームページ)

すぐわかる手引 (クイック・レファレンス・ガイド)

やるべきこと

- ・ どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- ・ 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- ・ 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること
- ・ 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・ 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- ・ メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

やってはいけないこと

- ・ 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- ・ 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- ・ 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・ 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・ センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・ 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと